

自転車指導啓発重点地区（中央警察署）



【重点地区】

- ① **天神・大名・舞鶴地区**
 自転車関連事故が多く、通勤・買い物等の自転車利用者が多い
- ② **赤坂・警固・薬院・今泉地区**
 自転車関連事故及び取締り要望も多い地区で自転車利用者が多い
- ③ **春吉・清川地区**
 自転車関連事故及び取締り要望も多い地区で自転車利用者も多い
- ④ **六本松地区**
 自転車関連事故及び取締り要望も多い地区で自転車利用者も多い

【重点路線】

- ⑤ **国道202号**
 (警固交差点～六本松交差点)
 周辺に学校施設が点在し、通勤・通学者が集中して自転車関連事故が多発
- ⑥ **市道博多駅草ヶ江線**
 (渡辺通1丁目交差点～桜坂駅前交差点)
 周辺に西鉄薬院駅及び地下鉄の駅が点在し、通勤・通学者が集中して自転車関連事故が多発
- ⑦ **県道桧原比恵線**
 (平尾交差点～小笹交差点)
 周辺に学校施設が点在し、西鉄平尾駅もあり、通勤・通学者が集中して自転車関連事故が多発



警察では、自転車運転者の交通違反に対し、積極的な指導警告を行うとともに、警告に従わず違反行為を継続するなどの悪質・危険な自転車運転者に対しては検挙措置を講じています。

- ★自転車を運転する人は交通ルールを守ろう！
- 1 自転車は「車両」⇒信号を守る義務！
 - 車道通行時は車両用信号機
 - 歩道通行時は歩行者用信号機
 (歩行者・自転車専用と表示された歩行者用信号機がある場合を除く。)
 - 2 「止まれ」では確実に一時停止！
 標識設置場所や見通しの悪い交差点では必ず停止！
 - 3 歩道は歩行者優先！
 歩道通行時は、車道寄りを徐行、歩行者の通行を妨げるなら一時停止！
 - 4 命を守るヘルメット着用！
 全ての自転車利用者のヘルメット着用努力義務化！

自転車関連事故 (令和5年中) ※カッコ内は前年比	中央警察署管内						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
250(+28)	43(-1)	38(±0)	63(+4)	10(+4)	8(-1)	9(-3)	13(+7)